有明海・八代海等総合調査評価委員会での今後の審議に当たっての 基本スタンスについて(案)

I はじめに くこれまで(第26回まで)の評価委員会の果たした役割>

特措法が平成14年11月に制定され、それに基づき平成15年2月から活動を活動を開始した有明海・八代海等総合調査評価委員会に課せられた最大のミッションは、特措法施行5年以内の見直しに向けて、有明海及び八代海で生じている生物・水産資源を巡る問題点(有用二枚貝類や魚類、ベントスの減少、養殖魚介類への影響、海苔養殖の不作)にかかる原因・要因特定と当該原因等の発生機構を解明することであった。

このミッションを解決するため、評価委員会では、参考1の審議経過で、参考2の審議体制により、評価作業を進めた。

その結果として、「特措法施行5年以内の見直し」という時間的な制約がある中で、問題点毎の原因・要因、その原因・要因を引き起こす(可能性のあるものも含む)事象を明確化する等、一定の成果を得た。

また、委員会報告では、当時の科学的な見地で考え得る、残された検討課題、 取り組むべき再生方策にも言及し、主務省、関係県を始め有明海及び八代海を 巡る関係者の調査研究の推進、再生方策の実施に方向性を明示した。

Ⅱ 今後の評価委員会の果たすべき役割

1. 評価委員会を巡る現状

第28回評価委員会での報告、今回の関係省庁からの説明を踏まえると、有明海・八代海の再生を巡る現状について次のように整理できる。

(1) 有明海及び八代海における水産生物有用二枚貝類や魚類の漁業生産量は減少した状況からの回復が見られていない。

ノリ養殖は、有明海では、平成12年シーズンのような大不作の状況は生じていないものの、年によって収穫量は不安定な状況が続いており、また、八代海では、シーズン早期からノリの色落ちが生じる状況が続いており収穫量の低迷が続いている。

有明海湾奥部での貧酸素水塊の発生やシャットネラ等による赤潮も年による強弱はあるものの、ほぼ毎年発生している。

特に平成21、22年に発生したシャットネラ赤潮は、八代海のぶり類養殖をはじめ魚類養殖等に甚大な漁業被害をもたらした。このため、昨年の特措法改正において、赤潮被害に対応するための海域拡大、赤潮被害救済対策等の強化等の規定が追加された。

さらに有明海の熊本県菊池川河口域周辺では、アナアオサの大量発生が確認されるなどのこれまで認められなかった新たな環境悪化現象も確認されている。

以上の通り、有明海・八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題 点が引き続き確認されている。

- (2)特措法施行5年(平成19年11月)以降も、主務省、関係県等により、特措法に基づく有明海及び八代海の再生にかかる取組みが継続して実施されるとともに、平成18年12月の委員会報告で言及した「残された課題」、「再生方策」にも主務省及び関係県により様々なアプローチがなされており、データ・調査結果の蓄積が進んでいる(第28回評価委員会資料4)。
- (3)特措法に則り、水産庁の漁港漁場整備事業のうち特定事業(覆砂、海底耕耘等)が関係県により実施されてきており、同事業を実施した場所では効果が確認されている。このようなことから、昨年の特措法改正において、その継続を目的に水産庁の漁港漁場整備事業の特定事業(覆砂、海底耕耘等)の実施にかかる国の補助率嵩下げの特例期限が10年間延長された。
- (4) 昨年の特措法改正では、評価委員会の審議材料となる国及び関係県が行 う調査(特措法第18条第1項)に「流入河川の流域における森林と有明海 等の海洋環境との関係に関する調査」が追加され、より幅広い観点を取り 入れた評価が求められている。
- (5) 特措法改正に伴って、本年1月31日に見直された主務大臣による「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」で、平成18年12月の委員会報告を参考に調査研究や再生施策に取り組むことが明記された。

2. 評価委員会に求められる役割

上記1. のような状況の中、今後の評価委員委員会に求められているのは、

- ①これまでの評価委員会の最大ミッションを継承し、有明海及び八代海で生じている生物・水産資源を巡る問題点にかかる原因・要因、発生機構の究明を進めるととともに、
- ②有明海及び八代海等の再生に向けて、科学的な見地で成立しうる再生像を 具体的に提示するとともに、その再生像を実現するために最も効率的かつ 現実的な再生手順を明らかにする。
- ことである。

3. 今後評価委員会が取組むべき事項、手順

(1)上記2.①に関して、有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題となる事象が引き続き確認されている。また、最近の傾向として多発、長期化、顕在化してきている状況が生じているとの指摘もある。また、要因・原因、発生機構等についても、基礎生産力の低下(変質)、成育場の劣化・減少等が生じているとの指摘もある。

有明海及び八代海等の再生を果たすには、評価委員会として、このような指摘の論拠となっている今現場で生じている現象について、より多くの情報を収集し、例えば、生物種毎、地域毎、生息環境条件毎、環境要因毎等きめ細かく整理、分析することで、これまで評価委員会が整理した原因・要因、発生機構の構造から変化している原因・要因がないか、さらに新たな要因が加わっていないかなど、現状に即して原因・要因、発生機構を明らかにしていくことが、引き続き、本評価委員会にとっての重要なミッションの一つである。

- (2) 上記2. ②に関して、再生像を検討するに当たっては、
 - (ア)稀少種を含む現状の生態系全体像、生態系維持の観点から重要となる生物種が何か等の生態系機構の実態
 - (イ)海域を生息場とする生物種毎の生息適応環境条件や生物浄化機能の メカニズム
 - (ウ)森林を含む陸域からの土砂等の供給、外海の海水交換、海域内の懸 濁物等の挙動、台風等の気象現象がもたらす影響等の水文メカニズム (エ)海域全体又は目的別の最適な再生技術

などについて更なる解明が必要である。

また、有明海及び八代海等の対象海域もそれ自体が広い海域であるため、例えば、同じ有明海であっても、熊本県地先、佐賀県地先とでは、そこで生息する生物種、営まれる漁業種類、水質、底質、流入河川の状況、後背地の利用状況も異なる上、求める再生像も異なってくると考えられる。このため、できる限り地域の実情を踏まえて、再生像を策定する必要がある。さらに、海域再生が、様々な事業主体で取組まれることを考慮すれば、策定する再生手順は、各再生事業主体による再生方策が、適時に適地で実施できるようにするための目安となる指針にあたるものと考える。

4. 審議体制

以上の審議を評価委員会で機動的かつ効率的に行うためには、下部組織を設置し、現状分析、課題整理等にかかる作業を効率的に進めていくことが適当と考える。

Ⅲ 審議スケジュール

第29回(平成24年3月9日)

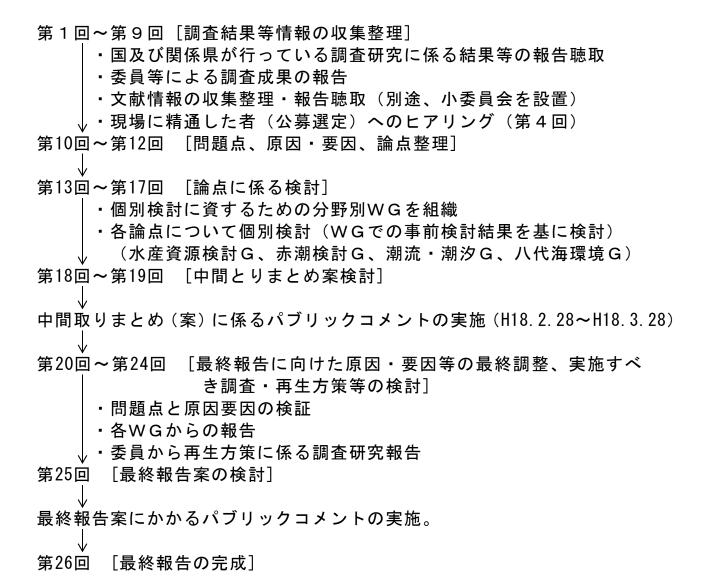
- ・委員会報告(平成18年12月)への対応状況についての報告
- ・有明海及び八代海の現況報告(委員報告)
- ・有明海・八代海等総合調査評価委員会での本格審議に当たっての 基本スタンスについて(案)

第30回 (平成24年5月頃)

- ・法改正により追加された項目(橘湾等追加海域について、森林と海域環境との関係調査について)に係る現状について報告
- ・今後の審議体制(下部組織の組成)、審議スケジュール(評価結果のとりまとめまでの大まかなスケジュール)の決定

以降、第30回の検討結果を踏まえた審議体制、審議スケジュールに基づき適 宜開催。

評価委員会に於ける主な審議経過について 〈平成18年12月の委員会報告策定まで〉



評価委員会における審議体系

有明海・八代海総合調査評価委員会

設置根拠;特措法第24~27条、評価委員会令

委員構成:委員20名+臨時委員1名

審議内容;・特措法第18条に基づく総合調査結果に基づく有明海、八代海の

再生の評価 (法施行5年以内の見直しに係るもの)

・主務大臣への意見具申

小 委 員 会

設置根拠;委員会運営方針4、評価委員会決定

委員構成;委員3(2)名(+臨時委員1名)+専門委員9名

審議内容;有明海・八代海における地域に即した調査研究の

収集·整理·分析

ワーキンググループ

·水産資源検討G

·赤潮検討G

·潮流·潮汐G

八代海環境G

根拠;明確な規定無し。(自主的なWG)

内容:評価委員会で整理した個別の論点について

評価委員会での審議促進するため、論点を

専門分野とする委員による専門分野の情

報の収集・整理・分析

構成;各WGで委員3~5名程度。

協力;一部のWGについて、資料収集・整理・

分析に環境省がサポート